

「東京都アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」の概要

本計画について

アルコール健康障害対策基本法第14条に基づく「東京都アルコール健康障害対策推進計画」が令和5年度で終了することに伴い、第2期計画を策定（計画期間：令和6年度及び令和7年度）

（参考）国の動向

- ・ 令和3年3月にアルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）を策定
- ・ 同計画に基づき、飲酒をする際の留意事項等をまとめた「飲酒ガイドライン」を施行

計画の目標

1 アルコール健康障害の発生予防

【課題】

飲酒に伴うリスクへの正しい知識が必要

【方向性】

- ・ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減少させる
- ・ 20歳未満の飲酒及び妊娠中の飲酒をなくす

2 切れ目のない支援体制の整備（相談・治療・回復支援）

【課題】

相談から早期治療までの連携体制の強化

【方向性】

- ・ 相談拠点と医療機関や自助グループ等との連携体制を強化
- ・ 専門医療機関の拡充
- ・ 依存症に対する偏見等の解消

主な取組

1 普及啓発

- ・ 依存症に関する正しい知識の理解促進に向け、都民向けシンポジウムの開催やリーフレットを配布
- ・ 20歳未満の飲酒防止に向けて、年齢確認徹底の働きかけ等を実施
- ・ 飲酒の健康影響等、飲酒に関する正しい知識について、リーフレットの配布やポータルサイトを通じ普及啓発

2 相談体制

- ・ 依存症相談拠点における専門相談員の配置や本人・家族向け支援プログラム等の実施
- ・ 地域で相談支援を担う人材を育成するための研修を実施

3 医療体制

- ・ 依存症専門医療機関の指定数を増やし、都内における治療体制を強化
- ・ 医療機関におけるアルコール依存症への対応力の向上を図るため、医師や看護師等を対象とした研修を実施

4 連携強化

依存症治療拠点（都立松沢病院）において、以下の取組を実施

- ・ 回復に向けた助言や自助グループへの連携等を行う専門職員を新たに配置
- ・ 早期に専門的な治療に結びつくよう、医療機関向け連携会議を開催し、一般診療科と専門医療機関の連携強化